

赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱

令和 3 年 1 月 13 日

訓令甲第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が所有する施設、市が実施するイベント等（以下「施設等」という。）の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）について、市以外の法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）に付与することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「ネーミングライツ事業」とは、法人等に命名権を付与し、当該法人等からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、市の新たな財源を確保することを目的に行う事業をいう。

2 この要綱において「ネーミングライツ・パートナー」とは、命名権が付与された法人等をいう。

(事業の基本原則)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、ネーミングライツ・パートナーが決定した愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例に規定する施設の名称については、変更しない。

(愛称の基準)

第 4 条 愛称は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、施設等にふさわしいものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (4) 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (5) 第三者の知的財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に関するもの
- (7) 政治的又は宗教的活動に関するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及びそれに類似した業種に関するもの

- (9) 貸金業に関するもの
- (10) 求人広告に関するもの
- (11) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (12) 個人の名刺広告に関するもの
- (13) 市政運営に支障を及ぼし、又は市の信用若しくは品位を損なうおそれのあるもの
(ネーミングライツ・パートナーの欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、ネーミングライツ・パートナーになることができない。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 赤穂市税、兵庫県税又は国税を滞納している者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) その他市長がネーミングライツ・パートナーになることを適当でないと認める者
(ネーミングライツ料)

第6条 ネーミングライツ料は、施設等の愛称が有する広告価値、愛称変更に伴う市民への影響等から妥当と判断される金額でなければならない。

(愛称の使用期間)

第7条 第3条第2項に規定するネーミングライツ事業における愛称の使用期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 市が所有する施設の場合 原則3年以上
 - (2) 市が実施するイベント等の場合 一連の事業を開始する日から終了する日まで
- 2 使用期間の始期は、市とネーミングライツ・パートナーとが協議し決定する。
- 3 使用期間中における愛称の変更は、認めないものとする。

(募集の種類)

第8条 ネーミングライツ事業に係る募集の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定型 市長が選定した施設等について期間を定めて募集するもの
- (2) 提案型 前号に掲げるもの以外の施設等について期間を定めず募集するもの
(事業の募集)

第9条 市長は、前条第1号の特定型の募集に当たっては、選定した施設等ごとに次に掲げる事項を記載した募集要項を作成し、公募するものとする。

- (1) 対象となる施設等の概要

- (2) 愛称の命名条件
- (3) ネーミングライツ料
- (4) 使用期間
- (5) ネーミングライツ・パートナーの応募資格
- (6) 愛称の表示箇所及び表示方法
- (7) ネーミングライツ・パートナー選定の基準及び方法
- (8) 費用の負担区分
- (9) ネーミングライツに附帯する権利及び特典
- (10) その他募集に関して必要な事項

2 市長は、前条第2号の提案型の募集に当たっては、法人等からの提案を随時受け付けるものとする。この場合において、愛称、ネーミングライツ料、使用期間その他必要な事項は、当該法人等からの提案を受けて調整するものとする。

(応募方法)

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書（完納証明書）
- (2) 企業等の概要
- (3) 登記事項証明書
- (4) 決算報告書

2 第8条第1号の特定型の応募者は、前条第1項の募集要項に定める期日までに応募しなければならない。この場合において、申込書を郵送するときは、同日必着とする。

(審査委員会)

第11条 市長は、前条の規定による応募があった場合は、ネーミングライツ・パートナーの優先候補者を選考するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前条の規定による応募の内容を審査し、ネーミングライツ・パートナーの優先候補者（以下「優先候補者」という。）を選考するものとする。

(優先候補者の決定)

第12条 市長は、前条第2項による委員会の審査の内容及び選考結果を参考にして優先候補者の可否を決定し、その旨をネーミングライツ事業優先候補者可否決定通知書（様式第2号）により応募者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による優先候補者の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(契約の締結)

第13条 市長は、前条第1項の規定により優先候補者を決定したときは、当該優先候補者と施設等への愛称付与に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約の解除)

第14条 市長は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がないとき。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが契約の定めに違反したとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーの違法行為等により社会的信用が失墜する等ネーミングライツ事業を継続し難いと認められるとき。
- (4) ネーミングライツ・パートナーが第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めたとき。

(ネーミングライツ料の還付)

第15条 既に納付されたネーミングライツ料は、還付しない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、この限りでない。

(愛称の普及及び定着の努力義務)

第16条 市は、使用期間中において、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に契約を締結したものについては、当該契約期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。